

社会資本整備審議会関係組織法令抄録

社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

改正 平成十四年政令第四百三十五号

（部会）

第七条

7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

社会資本整備審議会運営規則（抄）

（分科会）

第八条

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

（部会）

第九条

2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。